

議第45号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例

京都市市民活動センター条例の一部を次のように改正する。

別表第3    1 大会議室の項中「13,500」を「13,880」に, 「18,000」を「18,510」に, 「23,600」を「24,270」に改め, 同表駐車場（1 回につき）の項中「400 円」を「410円」に改め, 同表備考2 中「100円」を「10円」に改め, 同備考3 中「つど」を「都度」に改める。

附    則

（施行期日）

1    この条例は, 平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2    この条例の施行の日前の申請に係る使用料については, なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い, 使用料の適正化を図る必要があるので提案する。